

令和 7 年度氷見市国民健康保険保健事業実施計画書

1 目的

氷見市国民健康保険の被保険者の健康の保持増進を図ることにより、医療費適正化に資することを目的として、以下に定める基本方針等に基づいて事業を実施するものとする。

2 基本方針

(1) 特定健康診査・特定保健指導の推進

「氷見市国民健康保険 第 4 期 特定健康診査・特定保健指導実施計画」に基づき、保健事業を実施する。これまでより一層円滑に特定健康診査・特定保健指導を実施し、生活習慣病の早期発見と予防に努める。

また、被保険者の状況に応じた受診環境や保健指導体制の整備を図る。

(2) 訪問保健指導の推進

訪問保健指導専門業者による多受診・重複受診の被保険者に対する適正受診指導を強化することにより、被保険者の健康保持と医療費の抑制を図る。

また、重複服薬の被保険者に対しても指導を実施する。

(3) 人間ドックの助成

人間ドックを実施することにより、検査結果に基づいて生活習慣病の見直しを行い、病気の発症を未然に防ぐこと、また、早期発見及び早期治療を行うことを通じて、被保険者の健康保持増進と医療費の抑制を図る。

氷見市内の 2 医療機関（金沢医科大学氷見市民病院、中村記念病院）と、高岡市内の 4 医療機関（高岡市民病院、厚生連高岡病院、済生会高岡病院、高岡ふしき病院）で受診可能である。

(4) 糖尿病性腎症重症化予防

糖尿病性腎症による新規透析患者を減らすことを目標とし、リスクのある対象者が早期に医療受診することや生活習慣の改善ができるよう、受診勧奨、保健指導を実施する。

取り組みにあたっては、「富山県糖尿病性腎症重症化予防プログラム」に基づき、氷見市医師会と協議のうえ「氷見市糖尿病性腎症重症化予防事業実施要項」を策定して、要項に基づき実施する。

(5) 健康教室などの開催

歯周病予防教室や運動教室などを中心に、健康を増進するための教室を実施する。

また、各地区においては、健康づくりボランティアによるウォーキング教室や健康教室を開催し、地域レベルでの健康づくりを推進する。

(6) 他団体との連携等

健康増進計画「第3次氷見市ヘルスプラン21」を踏まえ、関係機関・団体と連携し、家族ぐるみ、地域ぐるみの健康づくりに加え、働き盛り世代の健康づくりを推進するために職域との連携を強化する。また、新型コロナウイルスなどの新しい側面をみせている感染症予防対策を、関係機関との連携を強化し、一層の推進を図る。

(7) 国保データベース（KDB）システムの活用

国保データベース（KDB）システムは、医療・健診・介護の各種データを管理し、効果的な保健事業を行うツールとして活用する。本システムの導入により、医療・健診・介護の各種データを利用し生活習慣病の状況や、健康課題を明らかにでき、介護と疾病の関係を把握できる。そして、予防可能な疾病に着目した保健事業を実施し、その効果を医療や健診のデータで検証する。検証した後は、事業の見直しを行い充実した保健事業を行うことにより、被保険者の健康水準の向上と国保の安定的運営を図る。また、データヘルス計画の中期的及び短期的目標を達成するために実施する保健事業の評価についても国保データベース（KDB）システムを活用する。

3 事業計画

基本方針に基づき、以下に定める事業を実施する。

事業名	内容
特定健康診査事業	「氷見市国民健康保険 第4期 特定健康診査・特定保健指導実施計画」に基づき、生活習慣病の予防に着目した特定健康診査事業を効果的・効率的に実施する。 (目標受診率) 令和7年度60% (対象者) 満40歳以上の氷見市国民健康保険被保険者 (実施期間) 令和7年7月から令和7年9月まで ※集団健診のみ10月も実施 (実施方法) 個別健診、集団健診を実施 ①個別健診・・・富山県医師会との集合契約 ②集団健診・・・集団健診業者との個別契約 ・がん検診、肝炎ウイルス検診との同時実施 (がん検診等との同時実施により、受診率の向上を目指す。) (自己負担) なし (案内方法) ・対象者に受診券を個別郵送 ・広報、ホームページへの掲載 ・ケーブルテレビによる啓発番組放映 ・健診案内パンフレットの全戸配布

	・医療機関、地区組織、健康教室等での呼びかけ ・特定健診啓発ポスター及びチラシ、DVDによる周知 健診結果説明会の開催 ※健診受診後の検査値の見方や生活習慣の改善、継続受診の必要性を伝える健診結果説明会を、平成27年度より開催しているが、今年度も開催することで、受診率の向上及び継続的な受診行動につなげることにより生活習慣病の予防を図る。 (内容) 健診結果の見方、活用の仕方 血流測定や体のゆがみの測定など
特定保健指導事業	「氷見市国民健康保険 第4期 特定健康診査・特定保健指導実施計画」に基づき、特定健康診査の結果から、動機付け支援及び積極的支援に階層化された者に対して、生活習慣の改善を促す。 また、未利用者には、電話により生活習慣の改善の必要性を説明し、利用勧奨を行う。 (目標利用率) 令和7年度 60% (対象者) 特定健康診査受診者のうち、動機付け支援及び積極的支援該当者 (実施期間) 令和7年10月から令和8年3月まで (実施方法) 動機付け支援・積極的支援を実施 ①動機付け支援 富山県医師会との集合契約、直営、業者委託 ②積極的支援 富山県医師会との集合契約、直営、業者委託 直営での特定保健指導の実施については、国保データベース(KDB)システム、保健指導支援ツール(あなみツール)等を活用して実施する。 (自己負担額) なし (案内方法) ・健診結果をもとに階層化した対象者に利用券を個別郵送 ・広報誌・ホームページへの掲載 ・ポスターの掲示 ・ケーブルテレビによる啓発番組放映 ・医療機関、地区組織による呼びかけ

重症化予防対策事業	「氷見市国民健康保険 第4期 特定健康診査・特定保健指導実施計画」に基づき、特定健康診査の結果を受けて階層化の判定後、特定保健指導の対象にならなかった者へ保健指導を行うことにより、生活習慣の改善、健診結果の改善を行い、重症化を予防する。保健指導時には、国保データベース（KDB）システム、あなみツール等を活用して医療情報を確認し、保健指導の内容の充実を図る。 （対象者） 健診項目が受診勧奨値以上であった者 （自己負担額） なし
特定健康診査未受診者勧奨事業	文書で受診勧奨を行う。勧奨を行うことにより、健診の重要性等を理解してもらい、毎年健診を受ける動機づけとなるようにする。 （対象者） 1回目 連続受診者を除いた健診対象者 2回目 令和7年度未受診者 （実施期間） 令和7年7月下旬～令和7年9月下旬 （実施方法） 対象者へ勧奨通知を発送する。内容は、健診の日程や検査料金等をお知らせする他、受診歴等によって内容を変え、対象者全員に同じ通知を郵送するのではなく、個人通知に近づける等、内容面の強化を図る。
訪問保健指導事業	レセプトのデータを元に業者にリストを作成してもらい、対象者を選定する。保健師（委託）がそのデータを基に訪問するので、対象者ごとの指導を行うことができ、健康についての相談等を通して、不必要な通院等を無くし、医療費の抑制を目指す。 （対象者） 重複受診者：同一傷病で同月に3ヶ所以上の医療機関に受診している者 頻回受診者：同一医療機関に8回以上受診している者 重複服薬者：同じ薬剤を複数の医療機関で処方されている者 （実施期間） 令和7年7月から令和8年3月まで （実施方法） 訪問保健指導業者に委託 （自己負担額） なし

糖尿病性腎症 重症化予防事業	健診結果に基づき糖尿病性腎症の疑いがある者に医療機関への受診勧奨を行う。また、糖尿病治療中で腎症進行のリスクのある者に対し、主治医の指示のもと保健指導を行い、人工透析治療になることを予防する。 (対象者) 特定健康診査または人間ドックを受診し、氷見市が定めた基準に該当した者。 (実施期間) 令和7年4月から令和8年3月まで (実施方法) ①受診勧奨 糖尿病未治療者、治療中断者に対して受診勧奨を郵送にて行う。後日レセプト等にて医療機関への受診を確認。受診が確認できなかった者については保健師等が電話や訪問にて受診勧奨を行う。 ②保健指導 糖尿病治療中の者のうち主治医から保健指導の依頼があった者に対し、保健師、栄養士等が保健指導を行う。 対象者の選定や実施方法等については氷見市医師会と協議の上、決定する。
人間ドック事業	人間ドックの受検者に対し、検査料金の一部を助成することにより、精密な検査を推進し、検査結果に基づいて生活習慣の見直しを行い、病気の発症を未然に防ぐこと、早期発見及び早期治療を行うことを目的とする。また、人間ドック検査項目に特定健康診査項目を含めることにより、特定健康診査・特定保健指導の推進も併せて行う。 (対象者) 氷見市国民健康保険被保険者 (実施期間) 令和7年4月から令和8年3月まで (実施種別) ・簡易ドック ・日帰りドック ・脳ドック ・1泊ドック

	(実施方法) 金沢医科大学氷見市民病院 中村記念病院 高岡市民病院 厚生連高岡病院 済生会高岡病院 高岡ふしき病院 の6 医療機関に委託 (自己負担金額) ドック料金の6割(上限24,000円)を助成 (案内方法) 「住民健診のお知らせ」の配布・広報誌・ホームページへの掲載
ウォーキング教室事業	ウォーキングを通じて、生活習慣病の予防やストレス解消、体力づくりなど、健康増進及び健康への意識啓発を行う。 (対象者) 国民健康保険の被保険者等 (実施期間) 令和7年4月から令和8年3月まで (実施内容) ①正しい歩き方の実践指導 ②ウォーキングの実践 (実施方法) 氷見市健康づくりボランティア連絡協議会に委託
健康教室事業	専門職による正しい知識と情報の提供により、健康に関心を持ち、健康に指向した生活を送れるようサポートする。 (対象者) 国民健康保険の被保険者等 (実施期間) 令和7年4月から令和8年3月まで (実施内容) ①生活習慣病予防のための健康教室 高血圧症予防、糖尿病予防、脂質異常症予防、骨粗鬆症予防、メタボリック・シンドローム予防、歯周疾患予防など ②健康を増進するための教室 食生活、運動など (実施方法) 医師、専門講師、保健師、管理栄養士等による指導 (案内方法) 広報誌等
スマホ de ドック事業	若年層の健康意識の向上を目指し、早い段階での医療機関への受診につなげるため、特定健診の検査対象となる前の30代の被保険者に向けてスマホ de ドック事業を実施する。 スマホ de ドックでは、検査キットを使い指先から少量の血液を自己

	採血し返送するだけで、スマホやパソコンから健康診断と同等の結果等の確認をすることができる。 (対象者) 以下の条件を全て満たす者 ・令和8年3月31日時点で、満30歳から満39歳の者（予定） ・氷見市国民健康保険加入者 ・氷見市「39歳以下の健康診査」未受診者 ・氷見市国民健康保険人間ドックの助成制度を利用していない者 (実施期間) 令和7年9月から令和7年12月まで (実施方法) ①対象者へ案内文とリーフレットを郵送する。 ②対象者は、スマホやパソコンから検査申込を行う。 ③郵送される検査キットで採血し、返送する。 ④検査結果は1週間程度で、スマホやパソコンから確認することができ、検査結果送付後30日間は、無料で委託先の専門家（医師、看護師など）に健康相談ができる。
--	--

4 実施計画の評価及び見直し

評価は毎年度行うものとし、国民健康保険法に基づく保健事業の実施等に関する指針に基づき、変更があれば見直しをするものとする。

5 実施体制

